

高浜市まちづくり活動貢献学生認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生の自発的なまちづくりへの参加を促進するため、まちづくり活動に貢献した学生を認定する高浜市まちづくり活動貢献学生認定制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり活動 市又は高浜市まちづくり協議会条例（平成26年高浜市条例第28号）に規定するまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）が実施する活動をいう。
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）に在籍する者をいう。
- (3) 高浜市まちづくり活動貢献学生 まちづくり活動に貢献した学生で、市から認定を受けたものをいう。

(認定の申請)

第3条 高浜市まちづくり活動貢献学生（以下「まちづくり活動貢献学生」という。）の認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、高浜市まちづくり活動貢献学生認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 参加したまちづくり活動の内容が分かる書類
- (2) 1年度の間において12回以上まちづくり活動に参加した実績（学校の授業等に係るものを除く。）の分かる資料。ただし、当該申請者がまちづくり協議会に係るまちづくり活動に参加し、当該まちづくり協議会の代表者が推薦した場合その他市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定等)

第4条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、まちづくり活動へ貢献していると認めるときは、まちづくり

活動貢献学生の認定を行い、当該申請者に高浜市まちづくり活動貢献学生認定書（様式第2。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第1項の規定による審査で、認定を行わないことを決定したときは、当該申請者に高浜市まちづくり活動貢献学生不認定通知書（様式第3）によりその旨を通知するものとする。

（認定台帳）

第5条 市長は、まちづくり活動貢献学生を高浜市まちづくり活動貢献学生認定台帳（様式第4。以下「認定台帳」という。）に登載するものとする。

（認定の取消し）

第6条 市長は、まちづくり活動貢献学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該まちづくり活動貢献学生の認定を取り消し、その旨を認定台帳に記載するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長がまちづくり活動貢献学生として不相当と認めるとき。

- 2 前項の規定により認定を取り消された者は、速やかに認定書を返還しなければならない。

（認定書の使用）

第7条 まちづくり活動貢献学生は、認定書を就職活動等において使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) その他市長が認定書の使用が不相当と認めるとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。